

補助金チェックシート 健康福祉部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目	R4年度要求額(千円)	
									R1	R2	R3			説明
1	福祉課	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金	市民	イ 市民等が主体的に自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ア 一時的なもの	R3	新型コロナウイルス感染症が長期化する中で、都道府県社会福祉協議会が実施する緊急小口資金等の特例貸付における総合支援資金の貸付が終了したことなどにより、特例貸付を利用できない世帯に対し、本支援金を給付することにより、就労による自立への支援を図ることを目的とする。	世帯人数により定められた一定額を1月ごとに3月支給する。	-	-	134,080	(1)継続するもの	ア 法令等により補助することが義務付けられている事業等	121,880
2	福祉課	民生児童委員協議会連合会運営補助金	丸亀市民生委員児童委員協議会連合会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	民生委員法第24条に規定する任務を遂行するための協議会の開催及び活動経費を補助することにより運営及び活動の円滑化・充実化を図る。	協議会運営費と研修費用を補助。運営補助については市に対して県からの補助金あり。	1,698	898	898	(1)継続するもの	イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等	1,698
3	福祉課	地区民生委員協議会活動推進費補助金	丸亀市民生委員児童委員協議会連合会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	民生委員法第24条に規定する任務を遂行するため、地区協議会の開催及び活動経費を補助することにより運営及び活動の円滑化・充実化を図る。	地区協議会活動に対する補助。全額、市に対して県からの補助金あり。	2,579	2,579	2,788	(1)継続するもの	イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等	2,792
4	福祉課	丸亀地区保護司会補助金	丸亀地区保護司会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	丸亀地区保護司会を運営し、同会の諸事業を実施することにより保護司の円滑な活動を実現することを目的とする。	団体の運営・研修費用に対する補助であり、市の予算の範囲内での補助としている。	625	625	625	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	625
5	福祉課	讃岐修斉会補助金	更正保護法人 讃岐修斉会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	犯罪をした者が善良な社会の一員として更生することを助け、もって個人及び公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。	団体の運営に対する補助であり、市の予算の範囲内での補助としている。県内他市町の補助あり。	156	156	156	(1)継続するもの	ウ 他市町との協議等により、市の負担が義務的である事業等	156
6	福祉課	香川県原爆被害者の会丸亀支部補助金	香川県原爆被害者の会丸亀支部	イ 市民等が主体的に自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	被害者援護法の趣旨の実現を目指し、香川県原爆被害者の会員相互の融和と親睦、治療生活の向上を図る。	団体の運営に対する補助であり、市の予算の範囲内での補助としている。	60	58	0	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	58
7	福祉課	讃岐修斉会連絡協議会補助金	更生保護法人 讃岐修斉会連絡協議会	イ 市民等が主体的に自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	更生保護に関する事業の普及啓発による青少年の健全育成と再犯防止	団体の運営に対する補助であり、市の予算の範囲内での補助としている。	190	190	190	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	190
8	福祉課	丸亀市社会福祉協議会人件費補助金	社会福祉法人 丸亀市社会福祉協議会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	地域福祉活動、ボランティア事業、在宅福祉サービス事業、困窮世帯等に対する支援事業等の推進による福祉のまちづくりをすすめることを目的とする。	法人運営部門及び事業運営部門の人件費を補助している。	69,345	71,023	76,040	(1)継続するもの	エ 行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を代替又は補完して実施している事業等	76,040

補助金チェックシート 健康福祉部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目	R4年度要求額(千円)	
									R1	R2	R3			
9	福祉課	遺族会運営補助金	丸亀市遺族連合会	イ 市民等が主体的に自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	戦没者の英霊顕彰及び戦争犠牲者の遺族の福祉の向上を図る	団体の運営に対する補助であり、市の予算の範囲内での補助としている。	268	268	268	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	268
10	福祉課	身体障害者福祉団体補助金	丸亀手話サークル亀の子会	イ 市民等が主体的に自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	手話の学習を通して聴覚障がい者問題の理解を促す聴覚障がい者運動に協力することにより聴覚障がい者と健聴者との交流を深め、ともに手をつないで全ての人が住みやすい社会の実現をめざす。	団体の運営に対する補助であり、市の予算の範囲内での補助としている。	28	28	28	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	28
11	福祉課	親子の集い事業補助金	丸亀市中心身障害児(者)育成会	イ 市民等が主体的に自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	特別支援学級で学ぶ市内の小学校児童及び中学校生徒たちが交流することで、学校での日常生活に対する基本的な訓練の成果を確認すると共に、同じ障がいをもつ者たちが集団生活を体験することにより、互いに意志の疎通が可能となり、交流の場を通じて社会性やルールづくりを身につけ自主性を育て、将来社会人として必要な資質の向上を図ることを目的としている。	「親子の集い事業」に対する補助であり、市の予算の範囲内での補助としている。	49	0	0	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	49
12	福祉課	知的障害者援護施設等建設資金償還補助金	独立行政法人福祉医療機構法(平成14年法律第166号)第12条の規定により融資を受けた社会福祉法人	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H15	心身障がい者福祉施設の円滑な運営を図る。	社会福祉法人が独立行政法人福祉医療機構法(平成14年法律第166号)第12条の規定により融資を受けた資金について予算の範囲内で利子補給金を交付する。	32	20	7	(3)休止又は減額するもの	イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等	0
13	福祉課	身体障害者団体補助金	丸亀市身体障害者福祉連合協会	イ 市民等が主体的に自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	本会は、身体障がい者の自立更生の援助並びに会員相互の親睦に務め、もって生活の安定に寄与し福祉の増進を図ることを目的とする。	団体の運営に対する補助であり、市の予算の範囲内での補助としている。	500	500	500	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	500
14	子育て支援課	県母子福祉連合会丸亀支部補助金	財団法人香川県母子寡婦福祉連合会丸亀支部	イ 市民等が主体的に自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	社会的にも経済的にも、そして精神的にも不安定な状態におかれている母子父子等家庭の次代を担う子どもたちを、健康で良き社会人として世に送り出すとともに、保護者が充実した人生を送ることに寄与し、母子等家庭の福祉の増進を図ることを目的とする。	会の経費は会費および補助金、配分金その他の収入によりあてられる。丸亀市に居住する母子・父子家庭および寡婦福祉に関する事業補助のため、年間120,000円を補助している。	120	0	120	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	120
15	子育て支援課	子育て等環境づくり支援補助金	丸亀市内の子育て支援団体(5団体まで)	イ 市民等が主体的に自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	イ 短期的なもの	H26	香川県から交付を受ける「新・かがわ健やか子ども基金補助金」を活用し、結婚から妊娠・出産を経て、子育てまで切れ目のない支援を行うことで市民が安心して子どもを生育できるような環境を整備する。	「新・かがわ健やか子ども基金補助金」を「丸亀市健やか子ども基金」として積立て、この基金をより有効かつ公平に活用するため市内の子育て支援団体に対し、新規事業実施の公募を行い、50万円を最高限度額として補助する。(5団体まで)	1,915	1,653	2,365	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	2,500

補助金チェックシート 健康福祉部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目	R4年度要求額(千円)	
									R1	R2	R3			説明
16	子育て支援課	児童福祉施設建設資金償還補助金	社会福祉法人四恩の里 亀山学園	イ 市民等が主体的に自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H27	丸亀市に位置する児童養護施設 亀山学園は、子どもたちの心豊かな成長を育み、社会的自立のサポートを行い、また子どもたちにとっての生活の拠点となる施設である。このたび園舎の老朽化等により、改築を行うこととなったため。	丸亀市社会福祉法人の助成に関する条例第2条第2項及び条例施行規則第7条の規定に基づき、利子補給を行う。(2025年まで)	60	95	99	(1)継続するもの	ア 法令等により補助することが義務付けられている事業等	73
17	子育て支援課	こども食堂開設支援補助金	市内に活動拠点を有し、地域活動や子育て支援に関する活動実績がある団体(構成員の実績も含む)	イ 市民等が主体的に自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H30	子どもの孤食を減らし、子どもの地域における居場所づくりと子育て支援を目的とする。	開設経費:事業を開始するために必要な経費を20万円又は補助対象経費の2分の1のいずれか低い方の額を通算1回補助。 運営経費:事業の運営に直接必要な経費を1回につき8,000円又は補助対象経費の2分の1のいずれか低い方の額を補助。(令和2年度より変更)実施回数は原則月2回。(令和3年度より変更予定)	303	208	1,368	(2)原則として廃止するもの	ウ 社会情勢等の変化により補助の目的が適切でなく、事業効果の薄れている事業等	0 (R4より委託料に変更)
18	高齢者支援課	シルバー人材センター補助金	公益社団法人丸亀市シルバー人材センター	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	「自主・自立・共働・共助」の基本理念の下、高齢者の方々の就業の場を提供することにより、働きがい・生きがいを与え、活力ある高齢社会の実現に役割を果たすことを目的とする。	国の示す事業執行方針に基づき、運営費補助単価限度額の規定により、予算の範囲内で補助する。	10,138	10,251	10,251	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	10,700
19	高齢者支援課	老人クラブ連合会運営補助金	丸亀市老人クラブ連合会	イ 市民等が主体的に自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	老人福祉法の理念に基づき、老人クラブ育成指導と連絡調整を図り、老人クラブの組織的活動を促進し、地域高齢者の福祉及び健康の増進を図り、生きがい活動に資することを目的とする。	クラブ数、会員数、活動内容をもとに補助金額を決定し、予算の範囲内で補助する。	8,826	7,333	7,859	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	7,859
20	高齢者支援課	社会福祉法人助成措置補助金	生計困難者に対する利用者負担額軽減措置事業を行う社会福祉法人等のうち、その軽減額が一定割合を超える者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等(以下「法人」という。)が、低所得で特に生計が困難である利用者の負担を軽減する場合には、軽減措置を行った法人に対し助成を行うことにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とする。	生計困難者に対する利用者負担額の軽減を行った社会福祉法人等のうち、その軽減額が一定割合を超えた部分の1/2を補助する。	0	0	0	(1)継続するもの	イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等	200
21	高齢者支援課	離島介護サービス確保対策補助金	(1)離島に住所を有する要介護者等で通所・短期入所を利用する際に航路費を負担する者 (2)前号に規定する者に通所・短期入所サービスを提供している事業者で、航路費を負担する者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H19	介護サービスの確保が困難な離島地域における高齢者の通所サービス及び短期入所サービス等の利用に要する航路費の一部を補助することにより離島地域における介護サービスの充実を図るもの。	離島に住所を有する要介護者及び要支援者が島の通所・短期入所サービスを利用する際の往復航路費(海上タクシー等を除く。)を補助する。	467	345	354	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	550

補助金チェックシート 健康福祉部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目	R4年度要求額(千円)	
									R1	R2	R3			
22	高齢者支援課	離島介護サービス確保対策補助金(離島ホームヘルパー養成事業補助金)	離島住民であって、介護職員初任者研修課程を受講する者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H19	介護サービスの確保が困難な離島地域において、介護に従事する人材の育成に資するため、離島住民の介護職員初任者研修課程の受講に要する費用の一部を補助することにより離島地域における介護サービスの充実を図るもの。	・離島住民が島外で受講する初任者研修に係る受講料の全額及び60日を限度として自宅から教習機関又は実習先へ通学した場合の公共交通機関の利用料の半額を補助する。	0	0	0	(1)継続するもの	イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等	130
23	高齢者支援課	介護サービス事業所航路費等補助金	指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者又は指定介護予防サービス事業者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H22	介護サービスの確保が困難な離島地域の利用者の居宅を訪問し、介護サービスを提供する事業者に対し、航路費等に相当する額を予算の範囲内で交付することにより、離島での多様な介護サービス事業者の参入を促進し、安定的な介護サービス提供体制の確保を図るもの。	離島において居住する要介護者及び要支援者に対して訪問介護等の介護サービスを提供する事業者等が、離島で介護サービスを提供する際に掛かる航路費等に相当する費用を補助する。	3,466	2,498	2,790	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	3,500
24	高齢者支援課	地域密着型サービス等整備事業費補助金	介護施設等の整備を行う事業者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	イ 短期的なもの	H30	地域密着型サービス等の整備を行う事業者に対し、当該事業の実施に要する経費の一部に充てるため、予算の範囲内で補助金を交付し、整備を推進するもの。	(1)認知症対応型共同生活介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所の整備経費 1施設 上限16,820千円 (2)認知症対応型共同生活介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所の施設開設準備に要する経費 定員又は宿泊定員1人当たり839千円の単価により算出した額 (3)介護職員の宿舍整備に要する経費 介護職員1定員当たり延べ床面積33㎡を限度として算出した額を上限とする。 補助率 1/3	46,440	0	17,600	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	52,054
25	高齢者支援課	地域介護・福祉空間整備等補助金	介護施設等の整備を行う事業者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	イ 短期的なもの	H26	市が作成する整備計画に基づく地域における公的介護施設等の施設及び設備等の整備を実施する事業者に対し、当該事業の実施に要する経費の一部に充てるため、予算の範囲内で補助金を交付し、整備を推進するもの。	認知症高齢者グループホーム等の防災改修に必要な工事費	0	0	0	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	7,730

補助金チェックシート 健康福祉部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目	R4年度要求額(千円)	
									R1	R2	R3			
26	高齢者支援課	丸亀市高齢者等移動手段確保事業補助金	事業を実施する地区コミュニティ	イ 市民等が主体的に自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	R3	外出支援が必要な高齢者等の移動手段の確保を行う取組に係る経費について補助を行うことにより積極的な地域活動や社会参加を行えるよう支援するもの。	事業を行うための車両の購入費(上限180万円)及び車両の維持管理に係る経費	-	-	13,400	(1)継続するもの	才 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	2,450
27	健康課	母子愛育班運営補助金	丸亀市母子愛育班連絡協議会	イ 市民等が主体的に自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	地域の人々が孤立化しないように声かけ、見守りを中心に活動し、行政とのパイプ役も担っている当該協議会を支援することにより、少子高齢化に伴う核家族化が進展する社会の問題減少を図る。	母子愛育思想の啓発普及、愛育班組織の育成指導と連絡調整、研究会及び研修会の開催、地域社会との連帯など、目的達成のための事業運営補助	1,274	1,274	1,274	(1)継続するもの	才 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	1,274
28	健康課	特定不妊治療補助金	特定不妊治療以外に妊娠の見込みが少ない夫婦	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H21	特定不妊治療をしている夫婦への経済的支援により、治療の継続が図れ、妊娠の可能性が期待できることで少子化問題の軽減を図る。	治療開始日において43歳未満の人で、1回の治療に付き10万円まで。(男性不妊治療費を含む)通算6回助成。治療開始日において40歳以上43歳未満の人は3回。(内容の一部を見直し中)	13,990	12,192	21,000	(1)継続するもの	才 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	9,200
29	健康課	地域医療協力費	一般社団法人丸亀市医師会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	市民の健康管理及び健康維持、医療知識の普及啓蒙をすることにより、市民の健康増進及び健康管理が期待できる。また、初期救急体制等の強化のためにも有効である。	各種予防接種、各種検診、健康教育、初期救急医療等を行う医師会への運営補助	4,450	4,450	4,854	(1)継続するもの	才 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	4,460
30	健康課	地域医療協力費	一般社団法人綾歌地区医師会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H24	同上	同上	1,050	1,050	1,151	(1)継続するもの	才 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	1,050
31	健康課	地域医療協力費	丸亀市歯科医師会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	口腔内疾患の予防・早期治療によって、健康な口腔状態を長く維持することにより、歯科だけでなく、全体の医療費抑制に繋がる。	各種検診、歯科健康相談、口腔衛生指導等を行う歯科医師会への運営補助	900	900	900	(1)継続するもの	才 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	900
32	健康課	地域医療協力費	一般社団法人丸亀市薬剤師会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	地域住民の保健衛生向上のため、安全で有効な医薬品を適切な指導に基づき供給を行い医薬分業の推進を行う。住民のかかりつけの保険薬局を育成する。	会員の資質向上のための教育研修、医薬品備蓄、医薬品情報を収集し提供及び活用、丸亀市医師会と協賛して3歳児健康診査等を行う薬剤師会運営補助。	68	68	68	(1)継続するもの	才 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	68
33	健康課	地域医療協力費	綾歌郡薬剤師会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H25	同上	同上	13	13	13	(1)継続するもの	才 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	13

補助金チェックシート 健康福祉部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的 区分	補助期間 区分	開始 年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目 説明	R4年度 要求額 (千円)
									R1	R2	R3		
34	健康課	准看護学院運営補助金	社団法人丸亀市医師会附属准看護学院	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	医師・看護師の確保が県内医療機関における喫緊の課題である中、准看護師を養成することにより、地域・救急医療の充実、看護師確保を図るもの。	准看護師を養成する准看護学院(修業年限2年)運営補助	700	700	700	(1)継続するもの 才 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	700
35	健康課	離島妊婦健康診査等支援事業補助金	離島に住所を有する妊婦	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H27	産婦人科医療施設のない離島妊婦の健康管理及び母子保健の増進を図るため	妊婦健診及び出産の際に負担する航路費の一部助成	0	0	0	(1)継続するもの 才 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	15
36	健康課	骨髄等移植ドナー支援事業補助金	骨髄等移植提供者及び雇用事業所	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H29	骨髄等移植提供者の増加及び多くの骨髄等移植の実現を図るため	骨髄等移植にかかる通院及び入院に対する助成(上限10万円) 事業所については提供者1回につき5万円	0	450	0	(1)継続するもの 才 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	300
37	保険課	人間ドック助成補助金	人間ドック受診者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H27	被保険者に対して、人間ドック診査料の一部を助成することにより、受診を促進し、病気の発生予防、早期発見による重症化の防止等を図る。	人間ドック診査料の一部助成 1日ドック(1万5千円) 1泊2日ドック(2万円) を上限とする。	12,500	11,056	11,800	(1)継続するもの 才 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	14,593